

○農林水産省告示第千二百九十八号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程(昭和二十五年七月八日農林省告示第百六号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
 令和二年七月九日 農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。
 掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

別表第三 消毒方法の基準		改		正		後	
		改		正		前	
(略)	方法	(略)	種類 検疫有害動植物の	(略)	濃度 薬量又は	(略)	処理時間
(略)		(略)		(略)		(略)	温度
(略)		(略)		(略)		(略)	摘要
別表第三 消毒方法の基準		改		正		前	
(略)	方法	(略)	種類 検疫有害動植物の	(略)	濃度 薬量又は	(略)	処理時間
(略)		(略)		(略)		(略)	温度
(略)		(略)		(略)		(略)	摘要

		十 燐化アルミニ ウム倉庫くん蒸	
袋詰めされた米、 麦、とうもろこし、 だいた、コブラ等 (ふすま、ぬか等 の一次加工品を含 む)に付着する検 疫有害動物(グラ ナリアコクゾウム シ、ヒメアカカツ オブシムシ及びコ クジツセンチュウ を除く。)		倉庫一立 方メートルにつ き、燐化 水素とし て	
袋詰めされた麦、 とうもろこし及び もろこしに付着す るグラナリアコク ゾウムシ		倉庫一立 方メートルにつ き、燐化 水素とし て	
二・〇グ ラム		三〇日間 二〇日間 九日間 六日間	
一〇度以上二五 度未満 一五度以上二〇 度未満 二〇度以上二五 度未満 二五度以上		五日間 六日間 七日間	
一〇度以 上二〇度 未満の場 合は別表 第四に掲 げる特A 級の倉庫 を使用す ること。		五度以上一〇度 未満 一〇度以上二〇 度未満 二〇度以上	
一〇度未 満の場合 は使用し ないこ と。		五度未満 の場合 は使 用しな いこ と。	
二〇度以 上の場合 は別表第 四に掲げ る特A級 又はA級 の倉庫を 使用する こと。			

		十 燐化アルミニ ウム倉庫くん蒸	
(新設)		袋詰めされた米、 麦、とうもろこし、 だいた、コブラ等 (ふすま、ぬか等 の一次加工品を含 む)に付着する検 疫有害動物(グラ ナリアコクゾウム シ、ヒメアカカツ オブシムシ及びコ クジツセンチュウ を除く。)	
(新設)		倉庫一立 方メートルにつ き、燐化 水素とし て	
(新設)		三〇日間 二〇日間 九日間 六日間 五日間	
(新設)		五度以上一〇度 未満 一〇度以上二〇 度未満 二〇度以上	
(新設)		五度以下 の場合 は使 用しな いこ と。	

<p>備考 この表(十の項及び十一の項のグラナリアコクゾウムシに係る部分並びに十二の項から十四の項までを除く。)に掲げる倉庫くん蒸の場合の実施方法の基準は別表第四に掲げるB級の倉庫を、サイロくん蒸の場合の実施方法の基準は別表第五に掲げるB級のサイロをそれぞれ標準としたものである。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>十一 燐化アルミニウムサイロくん蒸</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>ばら積みされた米、麦、とうもろこし、だいず等(ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。)に付着する検疫有害動物(グラナリアコクゾウムシ、ヒメアカカツオブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。)</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>サイロロー立方メートルにつき、燐化水素として</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>七日間</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>五度以上一〇度未満 一〇度以上二〇度未満 二〇度以上</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>五度未満の場合には使用しないこと。</p>
<p>備考 この表(十二の項から十四の項までを除く。)に掲げる倉庫くん蒸の場合の実施方法の基準は別表第四に掲げるB級の倉庫を、サイロくん蒸の場合の実施方法の基準は別表第五に掲げるB級のサイロをそれぞれ標準としたものである。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>十一 燐化アルミニウムサイロくん蒸</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>ばら積みされた米、麦、とうもろこし、だいず等(ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。)に付着する検疫有害動物(グラナリアコクゾウムシ、ヒメアカカツオブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。)</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>サイロロー立方メートルにつき、燐化水素として</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>七日間</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>五度以上一〇度未満 一〇度以上二〇度未満 二〇度以上</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>五度以下の場合には使用しないこと。</p>